

その他修正等を検討する項目

○特定健診の被用者保険と国保での連携実施について、国保運営方針への盛り込みについて。  
盛り込むとすれば、以下のような形が考えられる。

資料2-5

	新	旧
P48	<p>第7 医療費の適正化の取組に関する事項</p> <p><u>6. 被用者保険との連携の強化</u></p> <p><u>国保被保険者の健康の保持、増進、そして国保における医療費の適正化のためには、現役世代における若い時期からの予防の取組が重要であり、被用者保険との連携・協力が必要となります。</u></p> <p><u>そのため、県は、これまでオブザーバーとして参加してきた「和歌山県保険者協議会」の構成員となり、同協議会での連絡・調整を通して、保険者の枠を超えた保健事業の実施等に向けた、国保と被用者保険との連携強化に取り組むこととします。</u></p>	<p>(左記内容を新設)</p>